



# 達眼

## ① 提訴止め差し工事古野辺

熊本一規氏 明治学院大教授

# 法の解釈ゆがめる横暴

県と国は、漁業権の一部が漁協の一部放棄決議のみによってなくなるのか、それとも変更免許を要するかを巡って争っている。

従来の水産庁見解は、1971年11月18日の漁政部長通知に「いわゆる漁業権の一部放棄は、漁業法上漁業権の変更にあたり知事の免許を要する」と明確に示されており、県の見解と同じであるが、県は今回の訴状で漁場計画に言及して主張を深めている。

漁場計画とは免許の前に樹立される、漁業種類や漁場区域などに関する計画である。漁業法によれば、漁業権は免許によって設定される(10条)が、漁場計画の内容と異なる免許申請があ

っても免許はなされない(13条1項)。そのため、漁場区域を変更しようとする場合には、あらかじめそれを内容とする漁場計画を立てたうえで変更免許を受けなければならない。

ところが、漁場計画の樹立は、漁業生産力を維持発展させるために免許を要する必要がある場合にのみ可能とされている(11条1項)から、埋め立てを理由とした漁場計画樹立は不可能であり、したがって変更免許も不可能である。

以上は「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏をはじめ、水産庁の先輩たちが守り続けてきた見解である。ところが、佐藤一雄水産庁長官は3月8日、官邸に呼ばれ、和泉洋人首相

補佐官から「見解の変更」を命じられたとされる。高橋憲一防衛省整備計画局長も同席していたことから辺野古に関する命令であることは明らかである。和泉氏から前川喜平前文科事務次官が命じられたのと同じ構図だが、今後の埋め立て全般にも関わることからすれば、加計学園に関する命令よりもはるかに大きな官邸の横暴である。

しかし、漁業の免許は県の自治事務である。2000年の地方分権一括法施行以来、自治事務に関する国の通達には技術的助言に過ぎず、県を拘束することはない。

したがって、国が岩礁破碎許可を得ることなく破碎を実施すれば、県は国に対して、裁判所の判断を待つことなく、沖縄県漁業調整規則52条に基づく罰則を科すことができるはずである。

(漁業法)